

別 冊

長野県景観育成ビジョンに基づく実行計画

(令和8年度事業)

令和8年7月 31 日 公表

長 野 県

■長野県景観育成ビジョンに基づく実行計画 目次

1 ビジョンに基づく取組方針及び方策へ対応する実行計画の作成について	・・・1
2 別冊 長野県景観育成ビジョンに基づく実行計画【令和8年度事業概要】	・・・3
3 (別表)長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画一覧表	・・・4
4 事業概要シート	・・・5

1 ビジョンに基づく取組方針及び方策に対応する実行計画の作成について

この別冊では、長野県景観育成ビジョンの第4章で定める5つの取組方針及び方策に対応する施策として、県がこれまでに取り組んできた景観育成に係る事業のほか、社会情勢の変化や課題等への対応から新たな視点により追加した取組等をまとめ、実行計画として作成しています。

(1) 実行計画の構成及び分類の整理

実行計画では、長野県景観育成ビジョンで定める取組方針を踏まえ、事業概要や事業目的及び目標、その目的を達成するための取組を明記し、成果指標がある場合は併せて記載しています。

なお、事業の取組目的が多岐にわたることから、実行計画の作成にあたっては、以下の整理により分類を行っております。

「分類 A」…景観育成に直接的に関連する事業であって、景観育成を主目的として実施する事業として実行計画を作成するもの

「分類 B」…景観育成の他に異なる目的や目標を持ち、景観育成に間接的に関連している事業として実行計画を作成するもの

(2) 進捗状況等の点検・評価及び長野県景観審議会への報告

全ての実行計画は、毎年度、取組の実績や今後の予定を点検し、分類に応じて県の担当課による年度評価を行った上で、その結果を長野県景観審議会へ報告します。

進捗状況に応じて事業の実施方法等の見直しを行い、翌年度の実行計画を更新します。

なお、今後、県の施策等に変更が生じる場合もあることから、5年ごとを目途に必要な応じて長野県景観育成ビジョンに記載の方策等も見直しを行います。

【分類に応じた毎年度の点検・評価内容】

	分類 A	分類 B
点 検 ・ 評 価 内 容	○実行計画における取組実績及び成果の分析	
	○評価（年度の自己評価）	—
	○今後のスケジュール	

(3) 年度の自己評価における評価基準及び評価内容について(分類 A のみ)

分類 A における評価（年度の自己評価）については、以下の評価基準・目安により評価を行います。

なお、評価は、評価基準・目安のほか、計画の難易度、外的要因、取組の経緯・過程等を総合的に勘案して決定します。

評 価	評価基準・目安
S	目的及び目標に対し、特に優れた実績・成果をあげている (年度における取組を順調に実施したという達成度だけでなく、特筆すべき実績や成果が認められるもの)
A	目的及び目標の実現に向けて、年度における取組を順調に実施している (計画を上回る取組が実施できたもの)
B	目的及び目標の実現に向けて、年度における取組を概ね順調に実施している (計画どおりの取組が概ね実施できたもの)
C	目的及び目標の実現に向けて、年度における取組を十分に実施できていない (計画に対し、取組が不十分であったもの)
D	取組の大幅な改善が必要である

長野県景観育成ビジョンの第4章で定める5つの取組方針及び方策に対応する施策として、県がこれまでに取り組んできた景観育成に係る事業のほか、社会情勢の変化や課題等への対応から新たな視点により追加した取組等をまとめ、令和8年度の実行計画を別冊として作成しました。

なお、この実行計画につきましては、年度終了後、取組実績や今後の予定を更新し、分類に応じて年度評価を行った上で、長野県景観審議会へ報告します。

景観育成の取組方針に対応した令和8年度の主な事業（実行計画）

取組方針① 広域的な景観育成を先導します

【実行計画No.1～4】

【No.1 景観法制度を活用した景観誘導】

<事業概要>

重点的に景観育成を図る景観育成重点地域を指定し、景観法に基づく届出制度等を通じた景観育成を推進する。

<事業目標>

・令和17年度までに5地域の重点地域を指定（令和8年度は木曽地域）

【No.2 広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組】

<事業概要>

広域景観エリアごとに、市町村と県による広域景観育成へ向けた協議の場として広域景観協議会を設置し、市町村と連携した景観誘導施策等の検討や取組を推進する。

<事業目標>

・令和8年度に広域景観協議会を設置
・令和12年度までに半数エリアで施策等の検討や取組を実施

取組方針② 戦略的に眺望景観を活用します

【実行計画No.5～11】

【No.6 ビューポイント（眺望点）からの眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議】

<事業概要>

景観法届出制度において、指定された眺望点からの完成予想図や説明状況の添付を求め、眺望景観への影響をチェックする。

<事業目標>

・「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」の令和12年度時点指定数173箇所

【No.8 市町村森林整備支援事業（観光地等の景観整備）】

<事業概要>

森林づくり県民税を活用して、ライフライン等の支障木伐採や観光地の魅力向上のための森林整備など、市町村が主体となって行う取組を支援する。

<事業目標>

・令和5～9年度の5年間で対策が必要な個所として100箇所を実施

取組方針③ 公共空間の質を高めます

【実行計画No.12～20】

【No.14 無電柱化の整備の推進】

<事業概要>

長野県無電柱化推進計画に基づき、防災や安全・円滑な交通確保の観点とともに、地域の特色・風土を活かす景観の形成及び保全として国道、県道の積極的な無電柱化を進める。

<事業目標>

・令和9年度末までに事業着手の延長62.5km

【No.17 観光地周辺の街路樹の整備】

<事業概要>

森林づくり県民税を活用し、山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施する。

<事業目標>

・令和9年度まで毎年度4km程度の整備

取組方針④ 身近な自然・農村・文化を活かします

【実行計画No.21～30】

【No.23 信州まちなかグリーンインフラの推進】

<事業概要>

都市化の進展によるみどりの減少により「持続可能な社会の構築」「都市防災におけるみどりの重要性」「緑化意識の継承」の観点から都市施設や土地利用にみどりの多様な機能の活用を図る。

<事業目標>

・令和12年度末までに全ての計画へ浸透（都市計画区域及び市町村マスタープラン、緑の基本計画）
・R12年度末までにグリーンインフラ事例の導入10件

【No.29 歴史的まち並み保存等制度の活用による景観育成】

<事業概要>

歴史的まち並み保存制度や国の交付金制度の周知により、制度を活用した市町村主体の個性あるまちづくりによる景観育成を推進する。

<事業目標>

・令和8年度における補助制度の活用9市町村

取組方針⑤ 多様な人材と協働・連携で推進します

【実行計画No.31～38】

【No.34 市町村が主体となった景観行政の実現】

<事業概要>

市町村主体の景観行政を実現するため、景観法や屋外広告物法を活用し法的位置づけを持った景観行政の推進を図る。

<事業目標>

・令和12年度末の景観行政団体移行率40%（団体数31）

【No.36 中間支援組織や景観整備推進法人との連携】

<事業概要>

地域における良好な景観の保全・形成を促進するため、県が指定する当該法人とともに、良好な景観育成へ向けた新たな連携を検討し、取り組む。

<事業目標>

・毎年度1件

(別冊)長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画一覧表(令和8年度)

景観育成の取組方針		取組方策		No	分類	事業・取組名	事業概要	部局名	担当課
取組方針❶ 広域的な景観育成を先導します		①	景観法制度を活用した景観誘導	1	A	景観法制度を活用した景観誘導	・重点的に景観育成を図る景観育成重点地域を指定し、景観法に基づく届出制度等を通じた景観育成を推進	建設部	都市・まちづくり課
		②	広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組	2	A	広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組	・広域景観エリアごとに、市町村と県による景観育成に向けた協議や調整の場として広域景観協議会を、令和8年度を目途に設置 ・関係市町村の理解と協力の下、各エリアの景観的価値を高めるため、広域景観協議会において景観誘導施策等の検討や取組を推進	建設部	都市・まちづくり課
		③	重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定	3	A	重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定	・良好な広域景観の育成を重点的に進めるために、広域景観育成重要ゾーンを広域景観エリアの市町村と県が検討し設定。状況の変化に合わせて見直しを行う。 ・広域景観育成重要ゾーンでは、広域景観の育成に資する方策の導入や重点地域の指定等による景観育成を推進	建設部	都市・まちづくり課
		④	広域景観エリア内の統一案内サイン等整備	4	A	広域景観エリア内の統一案内サイン等整備	・各広域景観エリアにおける地域の特徴や個性を踏まえた統一案内サイン等を広域景観協議会や関係機関等と共に検討・整備し、地域のブランディング向上へ繋げる。	建設部	都市・まちづくり課
取組方針❷ 戦略的に眺望景観を活用します		①	ビューポイント（眺望点）の指定・認定、情報発信	5	A	ビューポイント（眺望点）の指定・認定、情報発信	・市町村からの申請により、地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点を眺望点として指定し、眺望点を通じた情報発信により県の景観の魅力をPRする。	建設部	都市・まちづくり課
		②	ビューポイント（眺望点）からの眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議	6	A	ビューポイント（眺望点）からの眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議	・景観法届出制度において、指定された眺望点からの完成予想図や説明状況の添付を求めることで、眺望景観への影響をチェックする。	建設部	都市・まちづくり課
		③	信州の自然環境を活かした景観整備	7	A	森林資源等を活用した景観整備	・県立自然公園内において、市町村が行う歩道、園地、休憩所、野営場及び自然再生施設等施設整備等に対して支援する。	環境部	自然保護課
				8	A	市町村森林整備支援事業（観光地等の景観整備）	・市町村が主体となって行う地域の課題解決のための森林整備を支援	林務部	森林政策課
				9	A	再造林の加速化	・2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の8割が50年生を超える本県の森林がCO2吸収機能を発揮できるよう若い森林への更新の加速化を支援。 ・人工造林及び下刈り等の初期保育に対し補助率を嵩上げて森林所有者の負担を軽減することで再造林の加速化を図り、持続的な林業を推進する。	林務部	森林づくり推進課
		④	広域景観アセスメント制度の創設・運用	10	A	広域景観アセスメント制度の創設・運用	・広域的な景観への影響度合いの大きい建築行為等に対し、市町村界を跨ぐ広域景観調整の仕組みとして、特別眺望点を設定し事業者への景観誘導を図る。	建設部	都市・まちづくり課
取組方針❸ 公共空間の質を高めます		⑤	ビューポイントの滞留空間等の整備へ向けた検討	11	A	ビューポイントの滞留空間等の整備へ向けた検討	・ビューポイントからの眺望を説明するサインやベンチ等の滞留空間の整備に向けた支援策の創設や新たな財源確保等の検討を進める。	建設部	都市・まちづくり課
		①	公共事業景観育成指針の運用	12	A	公共事業景観育成指針の運用	・公共施設整備が景観誘導の先導的役割を果たすため、事業課に対し当該指針に基づいた公共整備を求めるほか、策定から10年以上が経過しているため、必要に応じて改定を検討する。	建設部	都市・まちづくり課
		②	景観重要公共施設の指定の推進	13	A	景観重要公共施設の指定の推進	・地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として指定を進める。	建設部	都市・まちづくり課
		③	無電柱化の整備の推進	14	A	無電柱化の整備の推進	・良好な景観形成のための無電柱化事業の推進	建設部	道路管理課
		④	広域的な公共整備の景観協議の仕組み	15	A	広域的な公共整備の景観協議の仕組み	・大規模な土木構造物などの計画にあたり、計画段階から専門家意見を反映させる事前協議制度を創設する。	建設部	都市・まちづくり課
		⑤	県有施設の高質化整備の仕組み	16	B	かわまちづくり	・地域の「かわまちづくり」の取組みを河川管理者が支援することで、河川空間とまち空間が融合し良好な空間形成を目指す。	建設部	河川課
		⑥	魅力的な道路・沿道空間の整備	17	A	観光地周辺の街路樹の整備	・景観形成のための街路樹の整備・植樹を推進する。	建設部	道路管理課
				18	A	沿道美化	・景観形成のための支障木伐採・道路脇の除草等を推進する。	建設部	道路管理課
				19	B	信州ふるさと道のふれあい事業（アダプトシステム）	・県が制定した「信州ふるさとふれあい事業（アダプトシステム）実施要領」に基づき、里親（アダプト団体）が市町村長、建設事務所長と協定を結んで実施する、県管理道路におけるボランティアの美化活動等	建設部	道路管理課
				20	A	道路の整備に伴う沿道景観の保全	・新たな幹線道路の整備により景観が悪化することがないよう、沿道の田園風景等の景観を保全に配慮した道路整備	建設部	道路建設課
取組方針❹ 身近な自然・農村・文化を活かします	「身近な景観育成の方策」	①	景観育成住民協定制、景観協定制の運用	21	A	景観育成住民協定制、景観協定制の運用	・景観育成住民協定の受付及び認定手続きの実施のほか、持続的な協定制のあり方を検討し構築する。	建設部	都市・まちづくり課
		②	ふるさと信州風景100選等の継承に向けた仕組み	22	A	ふるさと信州風景100選等の継承に向けた仕組み	・長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな本県の農村景観等を次世代に継承していくために、市町村等の活動を支援するとともに、信州の景観の魅力を効果的な情報発信を検討し、取組む。	建設部	都市・まちづくり課
		③	信州まちなかグリーンインフラの推進	23	B	信州まちなかグリーンインフラの推進	・都市化の進展によるみどりの減少により「持続可能な社会の構築」「都市防災におけるみどりの重要性」「緑化意識の継承」の観点から、都市施設や土地利用にみどりの多様な機能の活用を図る “まちなかグリーンインフラ”の推進を図る。	建設部	都市・まちづくり課
	「産業景観の育成の方策」	④	長野県農村景観育成方針の展開	24	A	長野県農村景観育成方針の展開	・長野県農村景観育成方針における基本方針を好循環させるための一連の取組みを、地域外の人々の力も取り入れながら、県民、農林業に携わる者、事業者、行政が協働で進める「世界に誇る信州・ふるさと風景づくり」として広く展開し、定着させる。	建設部	都市・まちづくり課
		⑤	農業や林業等の自然的な景観の育成	25	B	棚田を中心とした地域の振興	・長野県には農林水産省の「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ」（令和4年3月）に認定された15か所の棚田をはじめ、魅力的な美しい棚田が数多くあり、棚田を地域資源として活用し、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加を図るなどの取組や棚田の保全活動を支援	農政部	農地整備課
				26	B	地域ぐるみで行う農地の保全活動を支援する事業（多面的機能支払事業）	・農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者や地域住民が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持、植栽による景観形成などの共同活動を支援	農政部	農地整備課
		⑥	産業と結びついた景観の継承	25 (再掲)	B	棚田を中心とした地域の振興	・長野県には農林水産省の「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ」（令和4年3月）に認定された15か所の棚田をはじめ、魅力的な美しい棚田が数多くあり、棚田を地域資源として活用し、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加を図るなどの取組や棚田の保全活動を支援	農政部	農地整備課
				27	B	産業と結びついた景観の継承	・特徴的な地域の地場産業など、生産風景からもたらされる景観の保全のため、生産者や関係機関等と連携し、生産物や地域の価値の向上、エリアブランディング等の取組を実施する。	建設部	都市・まちづくり課
	「景観資源の保存活用の方策」	⑦	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進	28	A	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進	・地域の景観を形成する上で重要な要素となる建造物又は樹木の維持保全や継承のため、周辺地域の情景を特徴づける建造物・樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定	建設部	都市・まちづくり課
		⑧	景観資産の指定、保全の推進	29	A	歴史的まち並み保存等制度の活用による景観育成	・市町村における歴史的まち並み保存等国制度の活用による景観育成の推進	建設部	都市・まちづくり課
				30	B	文化財の修理及び防災事業	・国指定文化財の所有者等が国庫補助を用いて行う文化財保護のための事業に要する経費に対し、随伴補助を実施	県民文化部	文化振興課
取組方針❺ 多様な人材と協働・連携で推進します		①	景観にまつわる表彰制度の運用	31	B	信州木のある暮らし推進事業（“信州の木”建築賞）	・木造建築に携わる技術者等のスキルアップを図るとともに、広く県民に木造建築の魅力を発信し、その普及に寄与することが期待される優秀な建築物を表彰	建設部	建築住宅課
		②	景観教育の導入	32	A	景観教育の導入	・小中学校の児童生徒を対象とした景観育成に関する出前講座を実施し、授業を通じて、児童・生徒の景観育成への理解を促す。	建設部	都市・まちづくり課
		③	長野県の景観に関する情報発信	33	A	長野県の景観に関する情報発信	・県のホームページやSNS等を活用し、信州の美しく豊かな景観の魅力や、景観育成の取組を、県内外の多様な主体へ広く情報発信	建設部	都市・まちづくり課
		④	市町村が主体となった景観行政の実現	34	A	市町村が主体となった景観行政の実現	・市町村が主体となった景観行政を推進するため、新たに景観行政団体に移行する市町村へは、より実効性のある景観行政の実現へ向けて、これまでの取組の継承や必要に応じて隣接する市町村との調整を実施。また、屋外広告物条例の基準等の整備や取扱いの調整のほか景観行政団体市町村の屋外広告物条例制定の相談支援など、屋外広告物行政の適切な運用を推進 ・業界団体と連携し違反広告物の防止や広告物の維持保全を推進し、屋外広告物の適切な設置・維持に努める。	建設部	都市・まちづくり課
		⑤	景観法令等に係る事務手続きの見直し	35	A	景観法令等に係る事務手続きの見直し	・技術進歩により新たに景観に影響を及ぼし得る行為に対して、適切な景観法に基づく運用を図るための制度改善を実施	建設部	都市・まちづくり課
		⑥	中間支援組織や景観整備推進法人（景観整備機構）との連携	36	A	中間支援組織や景観整備推進法人（景観整備機構）との連携	・関係団体との情報交換を目的とした意見交換の機会を設けて、連携した景観育成を推進	建設部	都市・まちづくり課
		⑦	景観専門家の派遣制度の改定、運用	37	A	景観専門家の派遣制度の改定、運用	・地域における自律的な景観育成を実現するため、地域特性に精通した専門家からの知見等を取り入れながら、地域における景観育成活動を盛り上げることが重要であることから、活動の主体からの要請により景観の専門家を派遣	建設部	都市・まちづくり課
		⑧	新たな景観育成の財源の確保	38	A	新たな景観育成の財源の確保	・ふるさと納税制度の活用やまちづくりファンドの創設など、新たな景観育成の財源の確保に向けた検討を実施	建設部	都市・まちづくり課

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	01	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	①	取組方策	①	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観法制度を活用した景観誘導					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 重点的に景観育成を図る景観育成重点地域の指定 (2) 景観法に基づく届出制度等を通じた重点地域における景観育成						
事業目的及び目標	信州の景観の骨格や顔となるような地域を、届出基準を一般の地域よりも引き下げ、きめ細やかに規制誘導を行いながら、特に重点的に景観の保全・育成を図る。 【目標:令和17年度までに5地域の追加】						
(参考)これまでの実績・効果	景観育成重点地域を県内に 4 地域指定し、各地域の特性に応じてきめ細やかな規制誘導を行い、景観の育成を行ってきた。 (参考:令和 7 年度の景観法に基づく届出件数(重点地域内等行為) 1,331件)						

事業目的を達成するための取組	(1) 広域景観協議会において、重点地域の指定検討を進める。 ・令和 8 年度、木曽地域において地域の概況や景観育成上の課題整理を行ったうえで、重点区域や対象行為の規模、景観育成基準等による重点地域景観計画を策定し、関係市町村や景観審議会への意見聴取を経て重点地域へ指定する。 ・令和 9 年度以降は、重点地域の追加候補としている 4 地域について、基礎的な調査及び広域的な景観の課題等の抽出を行い、各広域景観協議会において、指定へ向けた候補地域や景観育成基準等について意見を確認しながら、令和17年度までの順次指定を目指す。 (2) 新たに重点地域に指定した地域では、届出基準を一般地域よりも引き下げ、地域の特性に応じたきめ細やかな規制誘導を行う。							
	事業の実施期間							
	項目	短期					中期以降	
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 景観育成重点地域の指定								
(2) 景観法に基づく届出制度等を通じた景観育成								
成果指標 (推移の凡例↗:改善 ↘:悪化 →:変化なし - :数値なし)								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 実績	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	景観育成重点地域の追加指定数	箇所	-	-	→	2		R17年度までに新たに 5 地域の重点地域を指定、中間となるR12年度までに半数を設定

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	02	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	①	取組方策	②	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	広域景観エリアの設定及び広域景観協議会の設置による連携した取組					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 12の広域景観エリアごとに、市町村と県による景観育成に向けた協議や調整の場として広域景観協議会を設置 (2) 関係市町村の理解と協力の下、各エリアの景観的価値を高めるため、広域景観協議会において景観誘導施策等の検討や取組を推進						
事業目的及び目標	市町村をはじめ多様な主体が連携し、各地域の個性を反映した広域的な景観育成を推進しながら、各エリアの価値を高めていく。 【目標:令和8年度に広域景観協議会を設置し、令和17年度までに全エリアで景観誘導施策等の検討や取組を推進】						
(参考)これまでの実績・効果	・景観育成ビジョンにおいて、12の広域景観エリアを設定すると共に、各エリアにおける景観特性を踏まえた景観育成方針を明示。 ・平成18年度に県下10地域（地域振興局単位）で地域景観協議会を設置し、景観行政団体等を構成員としながら、景観の育成に係る住民活動の支援や、景観阻害要因の把握等景観の保全や地域特性を活かした景観の創出に取り組んできた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 令和8年度に広域景観協議会を設置し、各エリアの価値を高めていくために必要となる景観誘導施策等の実施に向けて、市町村や広域景観協議会と連携した取組を進める。 (2) 広域景観エリアの景観育成方針に基づき、エリアにおける広域景観の育成のため、景観誘導施策等について協議会で検討し、一体となって取組を進める。							
事業の実施期間								
項目		短期					中期以降	
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 広域景観協議会の設置								
(2) 市町村や広域景観協議会との連携による景観誘導施策等の推進								
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 実績	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	広域景観協議会の設置	箇所	-	-	-	12	△	R8年度に広域景観協議会を設置
②	広域景観エリアにおける景観誘導施策等の推進	箇所	-	-	-	6	△	R12年度までに半数のエリアで施策等の検討や取組を推進
							△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	03	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	①	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	重点的に広域景観の育成に取り組む地域の設定					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 良好な広域景観の育成を重点的に進めるための広域景観育成重要ゾーンについて、広域景観エリアの市町村と県が検討し、設定する。また、状況の変化に合わせて見直しを行う。 (2) 広域景観育成重要ゾーンにおける広域景観の育成に資する方策の導入や、重点地域への指定による景観育成の推進						
事業目的及び目標	景観育成重要ゾーンの指定により、エリアにおける重要な景観資源やエリアを明確化・共有化し、景観育成の施策等により地域の特色や実情に合った景観育成を進める。 【目標:広域景観育成重要ゾーンを踏まえて、令和12年度までに景観育成重点地域の指定候補を新たに1地域選定】						
(参考)これまでの実績・効果	景観育成重点地域を県内に4地域指定し、各地域の特性に応じてきめ細やかな規制誘導を行い、景観の保全や育成を行ってきた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 景観育成ビジョンにおける各エリアの景観育成方針において広域景観育成重要ゾーンを設定済。状況の変化に合わせて重要ゾーンの見直しを行う。 (2) 広域景観育成重要ゾーンにおける、戦略的な眺望景観の活用や公共空間の質向上、身近な自然・農村・歴史・文化の活用等の広域景観の育成に資する方策や、重点地域への指定等を広域景観協議会にて検討を進め、地域の実情に見合った景観育成を進める。									
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 状況の変化に合わせて広域景観育成重要ゾーンの見直し										
(2) 広域景観育成重要ゾーンにおける広域景観の方策導入や重点地域の指定を検討										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	広域景観エリアにおける景観誘導施策等の推進（No.02再掲）	箇所	-	-	-			6	△	R12年度までに半数のエリアで施策等の検討や取組を推進
②	広域景観育成重点地域の候補となる地域の選定	箇所	-	-	-			1	△	重点地域の指定へ向けてR12年度までに候補となる1地域を選定
									△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	04	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	①	取組方策	④	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	広域景観エリア内の統一案内サイン等整備					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	各広域景観エリアにおける地域の特徴や個性を踏まえた統一案内サイン等を広域景観協議会や関係機関等と共に検討・整備し、地域のブランディング向上へ繋げる						
事業目的及び目標	広域的な景観への配慮や、各エリアの特色が一体感を持って表現された統一サイン等を導入することで、地域の魅力をさらに高め、県全体のブランディング向上にも繋げていく。 【目標：令和17年度までに3エリアで整備】						
(参考)これまでの実績・効果	県内地域によっては、統一感のある公共サインの整備や、共通デザインの採用により、地域の個性を踏まえた地域のブランディング向上に繋がっている前例がある。 (参考：木曽広域連合による統一案内サイン)						

事業目的を達成するための取組	全ての広域景観エリア協議会において、インバウンドへの対応及びその地域が持つ景観特性を踏まえた統一感のある案内サインの整備検討（設置箇所・路線、デザイン、仕様検討等）や、屋外広告物のルールづくり等を検討し、広域景観エリアの魅力を高め、地域のブランディング向上に繋がるよう、各市町村の意向を踏まえながら取組を進める。									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 広域景観エリア内の統一案内サイン等整備										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	広域景観エリアにおける統一案内サイン等の整備	箇所	-	-	-			1	△	中間となるR12年度までにまず1つの広域景観エリアで整備
									△	
									△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	05	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	②	取組方策	①	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	ビューポイント（眺望点）の指定・認定、情報発信					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 市町村からの申請により、地域にとって重要な景観を眺望できると知事が認める地点を眺望点として指定 (2) 指定された眺望点については、各種イベント等において情報発信し、県の景観の魅力をPR						
事業目的及び目標	眺望点の指定により、守るべき景観を明確化し、共有するとともに、景観への影響が懸念される行為について、景観法に基づく届出制度を通じて良好な景観育成を図る。また、指定された眺望点については、県内外へ情報発信し、信州の魅力ある景観を多くの方々に知っていただく。【目標:「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」の令和12年度指定数173箇所】						
(参考)これまでの実績・効果	(1) 県では、これまでに160箇所のビューポイントを指定し、守るべき景観を明確化し、景観法に基づく届出制度により、ビューポイントからの完成予想図の作成や周辺住民等への説明を求め、良好な景観育成を図ってきた。 (2) 眺望点の指定箇所は、随時、県のホームページへ更新し、市町村や関係機関への各種説明会等でも周知を行ってきた。また、眺望カードを第3弾まで（累計60箇所）作成し、県内小中学校での出前講座（景観学習）や市町村で配付を行ってきた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 地域にとって重要な景観資源を眺望でき、不特定多数の者が利用することができる等の要件を満たす地点を、景観審議会の意見を確認したうえで眺望点として指定する。また、建築等行為が予定される場合、守るべき景観にどのような影響を与えるか景観法に基づく届出制度により影響を客観的に確認していく。 (2) 眺望点については、県のホームページや公式SNSでの情報発信、眺望カードの配付等を通じて周知し、眺望点から見える個性豊かな景観の魅力を伝えていく。							
事業の実施期間								
項目			短期					中期以降
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) 市町村から眺望点指定申請の認定及び届出制度の運用								
(2) ビューポイント（眺望点）の情報発信								
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移	R8年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」指定数	箇所	160	- →		173	△	眺望点の指定のない市町村（26）の半数以上が1地点を指定することを目標として設定
							△	
							△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	06	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	②	取組方策	②	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	ビューポイント（眺望点）からの眺望景観に影響を及ぼす行為の景観協議					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	景観法届出制度において、指定された眺望点からの完成予想図や説明状況の添付を求めることで、眺望景観への影響をチェックする。						
事業目的及び目標	眺望点の指定により、守るべき景観を明確化し、共有するとともに、景観への影響が懸念される行為について、景観法に基づく届出制度を通じて良好な景観育成を図る。 【目標:「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」のR12年度指定数173箇所※No.05再掲】						
(参考)これまでの実績・効果	県では、160箇所のビューポイントを指定し、守るべき景観を明確化すると共に、景観への影響が懸念される行為については、景観法に基づく届出制度により、ビューポイントからの完成予想図の作成や周辺住民等への説明を求め、良好な景観育成を図ってきた。 (参考:重点地域以外の区域の令和7年度届出実績59件)						

事業目的を達成するための取組	指定された眺望点については、景観法に基づく届出において、規模の大きい建築物や電気供給施設、太陽光発電施設の建設行為等（「影響予測対象行為」）を行う場合には、眺望点からの完成予想図の作成や周辺住民等への説明を求め、景観への影響を事前に確認し、協議を実施する。									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 景観法に基づく届出制度の運用										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移		R8年度 実績 推移		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	「信州ふるさとの見える（丘）」及び「眺望点」指定数（No.05再掲）	箇所	160	-	→			173		眺望点の指定のない市町村（26）の半数以上が1地点を指定することを目標として設定

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	07	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	②	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	森林資源等を活用した景観整備					部局	環境部
						担当課	自然保護課
事業概要	県立自然公園内における、市町村が行う歩道、園地、休憩所、野営場及び自然再生施設等施設整備等に対する支援						
事業目的及び目標	県立自然公園等の自然環境や優れた風致景観を維持し後世に伝えとともに、多くの県民が自然と触れ合える施設の整備を進める 【目標設定なし】						
(参考)これまでの実績・効果	(1)自然環境整備支援事業(県立自然公園) 令和7年度補助実績 ①聖山高原県立公園 事業：聖湖・三峰山公衆便所事業 事業主体：麻績村 ②天竜小洪水系県立公園 事業：矢筈線道路（歩道）事業 事業主体：喬木村						

事業目的を達成するための取組	県立自然公園内において、市町村が行う歩道、園地、休憩所、野営場及び自然再生施設等施設整備等に対して支援する。 (補助率 1 / 2)									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 自然環境整備支援事業(県立自然公園)										
成果指標（推移の凡例 ↗ : 改善 ↘ : 悪化 → : 変化なし - : 数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
	指標無し									

令和8年度の取組実績、成果の分析									
評価（年度の自己評価）		今後のスケジュール							
□事業完了 □継続									

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	08	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分 類	A	取組方針	②	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	市町村森林整備支援事業（観光地等の景観整備）					部局	林務部
						担当課	森林政策課
事業概要	森林づくり県民税を活用して、ライフライン等の支障木伐採や観光地の魅力向上のための森林整備など、市町村が主体となって行う地域課題の解決のための森林整備の取組を支援						
事業目的及び目標	市町村が実施する地域景観に合致した森林整備を支援することで、豊かな森林資源を活かした観光地の魅力向上を図る。 【目標：令和5年度～令和9年度の5年間で100箇所で実施】						
(参考)これまでの実績・効果	○事業実績 令和5年度 28箇所 令和6年度 20箇所 令和7年度 25箇所 ○事業効果 高速道路沿線や、県内各地の観光地等において眺望確保の伐採等が行われ、魅力の向上が図られた。						

事業目的を達成するための取組	森林づくり県民税を活用して実施している取組 不特定多数の利用者が訪れる観光地等において市町村が行う以下の取組等を支援 ○支援内容 ・地域の景観に合致した森林整備（間伐や修景林間整備、竹林整備等） ・低木等の植栽及び看板等の設置 ・眺望を確保するための立木の伐採 ・巨樹・古木の保存活動（専門家による診断、樹勢回復及び柵・看板設置） ・高速道路沿線の松くい虫被害による枯損木の処理 ○補助率 取組の実施に要する経費の9/10以内									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 市町村森林整備支援事業（観光地等の景観整備）										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	支援事業箇所数（累計）	箇所	48	73	↑					森林づくり県民税に関する基本方針に基づき、R5～R9年度の5年間で対策が必要な箇所として100箇所を目標に設定（令和8年度の目標20箇所）

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	09	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分 類	A	取組方針	②	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	再造林の加速化					部局	林務部
						担当課	森林づくり推進課
事業概要	人工造林及び下刈り等の初期保育に対し補助率を高上げて森林所有者の負担を軽減することで再造林の加速化を図り、持続的な林業を推進する。						
事業目的及び目標	2050ゼロカーボンの実現に向け、民有林人工林の 8 割が50年生を超える本県の森林がC O 2 吸収機能を発揮できるよう若い森林への更新を加速化する。 【目標:再造林面積 900ha／年（令和 9 年度）】						
(参考)これまでの実績・効果	○事業実績（全県の再造林面積） 令和 5 年度 247ha／年 令和 6 年度 238ha／年 令和 7 年度 358ha／年						

事業目的を達成するための取組	森林づくり県民税を活用している取組									
	○取組内容 主伐後に行う人工造林（植栽等）及び地拵えやその後の下刈りなどの初期保育、獣害防除対策等の実施に要する標準的な経費を支援し、確実な再造林の実施を促進することで、持続的な林業を推進する。									
	○支援の考え方 主伐・再造林推進ガイドラインに基づいて行う施業を支援対象とする。 主伐後は、一時的に立木のない区域ができ、景観的な変化を生じさせることから、放置されることによる景観の悪化や森林の公益的機能が著しく低下する事のないよう、森林所有者等による適切に再造林とその後の管理を行うことで景観への影響を最小限にとどめる。また、住民に不安が生じないよう事前の住民説明等を検討することとしている。									
	○補助率 標準的な経費の10/10以内									
事業の実施期間										
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 再造林の加速化										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R 6 年度 実績	R 7 年度 実績	推移	R 8 年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	再造林面積	ha	238	358	↗					長野県森林づくり県民税基本方針（及び長野県森林づくり指針）に基づき、段階的な増加を見込んで目標値とする（令和 8 年度の目標740ha）。

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	10	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	②	取組方策	④	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	広域景観アセスメント制度の創設・運用					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	広域的な景観への影響度合いの大きい建築行為等に対し、市町村界を跨ぐ広域景観調整の仕組みとして、特別眺望点を設定し、事業者への景観誘導を図る。						
事業目的及び目標	特別眺望点による広域景観アセスメント制度を通じて、各エリアの特色となる広域景観を保全・育成する。 【目標:令和17年度までに全エリアにて特別眺望点を指定した広域景観アセスメント制度の検討及び指定運用】						
(参考)これまでの実績・効果	市町村からの申請により、これまでに通常の眺望点を160箇所指定し、守るべき景観を明確化すると共に、景観への影響が懸念される行為については、景観法に基づく届出義務を課し、ビューポイントからの完成予想図の作成や周辺住民等への説明を求め、良好な景観育成を図ってきたが、広域的な景観育成への対応が課題とされていたため、広域景観アセスメント制度の創設・運用が必要となっていた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 市町村及び広域景観協議会とともに特別眺望点の指定箇所や景観育成の基準を協議したうえで、特別眺望点を決定する。(令和8年度に指定し、以降は必要に応じて特別眺望点の追加や見直しを行う)									
	(2) 広域景観協議会及び県において、特別眺望点の眺望範囲や、広域景観アセスメントの対象行為内容を検討・規定し、その眺望範囲内で行われる大規模な建築行為等について、事前に住民説明会の実施や、景観への影響度合いを可視化するための完成予想図を含む計画書の作成提出を求め、一連の内容を公表しながら良好な広域景観を保全する。(令和8年度に運用を規定し、以降は必要に応じて見直しを行う) 特別眺望点及びアセスメント制度の周知のため、特に施行までの間は情報発信や各種説明会による周知活動に努める。									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 特別眺望点の指定検討 (R8年度指定、以降は必要に応じて見直し)										
(2) 広域景観協議会における広域景観アセスメント制度の創設・運用 (R8年度に運用を規定し、以降は必要に応じて見直し)										
成果指標 (推移の凡例 ↑: 改善 ↓: 悪化 →: 変化なし - : 数値なし)										
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
①	エリアを代表する広域景観の特別眺望点への指定検討	箇所	-	-	-			6	△	R12年度までに12エリアの半数において、特別眺望点の指定検討及び運用開始を目標とする。
									△	

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価 (年度の自己評価)	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	11	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	②	取組方策	⑤	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	ビューポイントの滞留空間等の整備へ向けた検討					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	ビューポイントからの眺望を説明するサインやベンチ等の滞留空間の整備に向けた支援策の創設や新たな財源確保の検討を進める。						
事業目的及び目標	地域の景観を楽しむとともに、観光資源となり得るビューポイント（眺望点）について、滞留空間を整備する支援策により環境づくりを推進する。 【目標:新たな支援策の創設及び景観育成の財源の検討・確保】※一部No.38再掲						
(参考)これまでの実績・効果	これまでの取組実績はなし。						

事業目的を達成するための取組	認定されたビューポイントは、地域の景観を楽しむ場であり、観光資源となり得る場でもあることから、その環境づくりとして、ビューポイントからの眺望を説明するサインやベンチ等の滞留空間の整備に向けた検討を行い、支援策を創設する。 整備にあたっては、新たな財源の確保・検討や、広域景観協議会による広域的な統一案内サインの検討とも整合を図りながら進めていく。									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) ビューポイントの滞留空間等の整備への支援										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	新たな支援策の創設	件	-	-	-			1	△	R8年度においては、市町村における課題や現状、他県による好事例等の調査を行う
②	新たな景観育成の財源の検討・確保（No.38再掲）	件	-	-	-			1	△	R8年度においては他県による好事例等の調査を行いながら検討を行う。
									△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	12	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	③	取組方策	①	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	公共事業景観育成指針の運用					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	公共施設整備が景観誘導の先導的役割を果たすため、公共施設整備の担当課に対し当該指針に基づいた公共整備を求めるほか、策定から10年以上が経過しているため、必要に応じて改定を検討する。						
事業目的及び目標	公共事業景観育成の指針に沿って、公共施設が良好な景観育成の規範となり、先導的な役割を果たすことを目的とする。 【目標:令和12年度までに公共施設整備担当課等の意見を踏まえて更新】						
(参考)これまでの実績・効果	公共事業の実施にあたっては、公共事業育成指針（基本的事項、共通指針及び施設別指針）を踏まえた整備により、景観の育成に努めてきた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 道路や、河川、公園及び建築物等の公共施設の整備において、公共事業景観育成指針（長野県景観計画 別表 1）に沿った景観育成を推進するため、関係課への指針の継続周知に努める。 (2) 公共事業の社会的な動向や、新たな技術等に対応するため、必要に応じて公共事業景観育成指針の改定を検討する。									
	事業の実施期間									
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 公共事業景観育成指針に沿った景観育成の推進										
(2) 必要に応じた指針の見直し										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	公共施設整備担当課等の意見を踏まえて更新	件	-	-	-			1		R8年度においては他県による取組み事例等の調査や、関係課との意見交換を行う。

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	13	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分 類	A	取組方針	③	取組方策	②	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観重要公共施設の指定の推進					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設について、当該施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として指定を進める。						
事業目的及び目標	地域の顔となる公共施設を景観重要公共施設として位置付け、景観上必要な整備に関する事項や基準等を定めながら、当該施設管理者と連携・調整を行い、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観育成が図られることを目的とする。【目標:令和12年度までに景観重要公共施設の指定 1 件】						
(参考)これまでの実績・効果	景観重要公共施設の指定は、これまで実績なし						

事業目的を達成するための取組	地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園等地域の顔となる特定公共施設について、当該施設管理者との連携・調整、周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努めていく。 他県における良好な景観育成の好事例等を調査しながら、県内市町村や関係機関等へ周知し、指定検討を促していく。									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 景観重要公共施設の指定推進										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	景観重要公共施設の指定	件	-	-	-			1	△	良好な景観育成の好事例となるよう、他県の調査等を踏まえて検討を行い、初の指定を目指す
									△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	14	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分 類	A	取組方針	③	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	無電柱化の整備の推進					部局	建設部
						担当課	道路管理課
事業概要	良好な景観形成のための無電柱化事業の推進						
事業目的 及び目標	目的:無電柱化事業を実施し、良好な景観形成及び安全で快適な道路空間を確保する。 【目標:事業着手延長62.5km（令和9年度末）】						
(参考) これまでの 実績・効果	・令和 4 年度実績 : 0.7km (60.9km) ・令和 5 年度実績 : 0.5km (61.4km) ・令和 6 年度実績 : 0.3km (61.7km) ・令和 7 年度実績 : 0.2km (61.9km)						

事業目的を達成 するための取組	○実施概要 長野県における無電柱化は、昭和61年からの「第一期電線類地中化計画」に始まる国が定めた計画骨子をもとに、主に都市景観の向上や防災対策の推進を目的として、無電柱化の対象箇所を定めて事業を実施してきている。 「長野県総合 5 か年計画～しあわせ信州創造プラン3.0～」では、基本目標である「確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る」の実現のために、「災害に強い県づくりを推進」や「山岳高原観光地域づくりの推進」を重点政策としており、無電柱化のさらなる推進が必要となっている。							
	事業の実施期間							
項目		短期					中期以降	
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 長野県無電柱化推進計画								
成果指標（推移の凡例 ↗ : 改善 ↘ : 悪化 → : 変化なし - : 数値なし）								
No.	指標名	単位	R 6 年度 実績	R 7 年度 実績 推移	R 8 年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	事業着手延長62.5km（R9年度末）	km	61.7	61.9 ↗				各年度の延長計画から設定

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	15	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	③	取組方策	④	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	広域的な公共整備の景観協議の仕組み					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	大規模な土木構造物などの計画にあたり、計画段階から専門家意見を反映させる事前協議制度を創設する。						
事業目的及び目標	公共事業の複雑化等に対応するため、専門家の事前協議制度を創設し良好な景観育成を先導していく。 【目標:令和12年度までに制度の創設】						
(参考)これまでの実績・効果	公共事業の実施にあたっては、これまでも専門家の活用等により的確な地域の景観特性の把握等を行いながら、公共事業景観育成指針に沿った景観育成の積極的な推進に努めてきたが、公共整備について複雑化してきており、更なる改善が求められている。						

事業目的を達成するための取組	近年激甚化する災害に対応した公共事業の発生や、都市再生に資する公共事業へ関心の高まり、地域が関わりを持つ施設のあり方など、公共事業は複雑化していることから、多面的な機能を持たせつつ、良好な景観育成を先導する公共事業とするため、計画の構想から、設計、施工、維持管理までの段階ごとに、専門家の意見を取り入れながら景観育成を図る仕組みづくりを検討し、制度を創設する。									
事業の実施期間										
項目				短期					中期以降	
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 広域的な公共整備の景観協議の仕組みづくりの検討・創設										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	事前協議制度の検討・創設	件	-	-	-			1		R12年度までに制度の創設を目指す。 R8年度は他県の調査や関係課との意見交換を行う。

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	16	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	③	取組方策	⑤	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	かわまちづくり					部局	建設部
						担当課	河川課
事業概要	地域の「かわまちづくり」の取組みを河川管理者が支援することで、河川空間とまち空間が融合し良好な空間形成を目指す。						
事業目的及び目標	河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。						
(参考)これまでの実績・効果	長野県内では9つの計画が登録 ・千曲市北信5市町かわまちづくり（長野市・須坂市・中野市・飯山市・小布施町） ・長沼・小布施地区かわまちづくり（長野市） ・上田市千曲川×依田川地区かわまちづくり（上田市） ・八千穂地区かわまちづくり（佐久穂町） ・諏訪湖かわまちづくり（岡谷市・諏訪市・下諏訪町） ・下新田・伊那地区かわまちづくり（伊那市） ・天竜川高森かわまちづくり（高森町） ・安曇野市犀川×前川かわまちづくり（安曇野市） ・戸倉上山田地区かわまちづくり（千曲市）						

事業目的を達成するための取組	○計画作成時 ・推進主体と連携し、技術面・制度面から「かわまちづくり計画」作成に必要な情報を提供・助言。 ・「かわまちづくり計画」を推進主体と共同で作成。 ○計画登録後 ・推進主体と連携し「かわまちづくり」の実現に向けて必要となる調査・検討を実施。 ・まちづくりと一体となった治水上の安全・安心に寄与する河川管理施設、および河川空間を活用し賑わいを創出し地域活性化に寄与する河川管理施設を整備。 ・河川管理施設整備と一体となった生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出のための河道を整備。 ・河川利用者の安全確保に向けた川の指導者の安全講習の受講、啓発活動等を支援。							
	事業の実施期間							
項目		短期					中期以降	
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) かわまちづくり								
成果指標（推移の凡例 ↗ : 改善 ↘ : 悪化 → : 変化なし - : 数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移	R8年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
	成果指標なし							

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	17	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	③	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	観光地周辺の街路樹の整備					部局	建設部
						担当課	道路管理課
事業概要	景観形成のための街路樹の整備・植樹を推進						
事業目的及び目標	目的:山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施する。 【目標:毎年4km程度の整備】						
(参考)これまでの実績・効果	整備実績 令和5年度実績：3km（(主)岡谷茅野線、(国)143号、(主)松本塩尻線、(一)浅間河添線、(一)豊科大天井線、(国)406号、(一)長野豊野線、(国)147号、(一)有明大町線） 令和6年度実績：6km（(国)143号、(主)松本塩尻線、(一)豊科大天井線、(国)406号、(一)長野豊野線、(一)有明大町線） 令和7年度実績：4km（(主)岡谷茅野線、(一)浅間河添線、(国)147号）						

事業目的を達成するための取組	○実施概要 ・山岳高原リゾートを形成する観光地周辺等の街路において、景観形成のための街路樹の整備を実施する。 ・予算については森林づくり県民税を活用し、事業実施中は、道路上に森林税を活用していることがわかる看板を設置し、通行者への周知を図り理解の促進に取り組む。 ・当事業による街路樹剪定の実施にあたっては、「街路樹剪定士」資格保有者による作業とし資格取得者の拡大を促すとともに、モデル事業として剪定技術に関する講習会など街路樹管理技術向上の醸成を図る。 ○予算規模 ・10,000千円/年									
	事業の実施期間									
	項目		短期					中期以降		
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 観光地周辺における街路樹整備										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	街路樹整備（毎年4km程度）	km	6.0	4.0	↑					各年度の整備計画から設定

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	18	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	③	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	沿道美化					部局	建設部
						担当課	道路管理課
事業概要	景観形成のための支障木伐採、道路脇の除草、路面清掃、側溝清掃等を推進する。						
事業目的及び目標	目的:安全で快適な道路空間の確保、良好な景観の形成 【目標:毎年2,000km程度の整備】						
(参考)これまでの実績・効果	沿道美化実施延長 令和5年度実績：2,072km 令和6年度実績：2,186km 令和7年度実績：2,590km						

事業目的を達成するための取組	○実施概要 ・道路の安全な交通を確保するため、はみ出した支障木の伐採や植栽の剪定・消毒、道路脇の草刈り、路面清掃、側溝清掃等を実施する。 ・特に、令和5～9年度については「道路リフレッシュプラン」として観光地や市街地の道路を優先して実施している。 ○予算規模 ・沿道美化：640,000千円/年									
	事業の実施期間									
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 沿道美化										
成果指標（推移の凡例 ↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	沿道美化（毎年2,000km程度）	km	2,186	2,590	↗					各年度の実施状況から設定

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	19	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	③	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	信州ふるさとの道ふれあい事業（アダプトシステム）					部局	建設部
						担当課	道路管理課
事業概要	県が制定した「信州ふるさとふれあい事業（アダプトシステム）実施要領」に基づき、里親（アダプト団体）が市町村長、建設事務所長と協定を結んで実施する、県管理道路におけるボランティアの美化活動等。里親の構成員の高齢化を理由に参加団体が減少しているため、団体数の増加を課題とする。						
事業目的及び目標	長野県が管理する道路においてボランティアで美化活動等を行う里親の道路愛護活動を支援することにより、道路愛護意識の高揚を図り、道路環境の向上及び地域住民の交流促進に資することを目的とする。【目標：参加団体の増加】						
(参考)これまでの実績・効果	参加団体数371、参加人数26,070名（R8.4.1現在）						

事業目的を達成するための取組	○里親の活動内容 ・歩道、待避所、法面等の清掃、草刈り、枝払い等 ・植樹帯、花壇等の維持管理 ・その他道路の美化、維持活動 ○県の支援内容 ・各種支援（建設事務所） 清掃用具の貸与、花苗等の支給、アダプトサイン（アダプトの活動を示す看板）の設置 ・損害保険の加入（道路管理課） 活動中又は活動場所との往復中にあった参加者の被害に対する保険 ・損害賠償責任保険の加入（道路管理課） アダプト活動中に参加者が第三者に与えた損害に対する保険									
	事業の実施期間									
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 幅広い世代への活動周知										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	活動団体数	団体	368	371	↑					道路沿道美化の促進を図るため

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	20	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	③	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	道路の整備に伴う沿道景観の保全					部局	建設部
						担当課	道路建設課
事業概要	新たな幹線道路の整備により景観が悪化することがないよう、沿道の田園風景等の景観を保全するため、関係団体と調整を行う。						
事業目的及び目標	沿道に広がる田園風景等の良質な景観の維持・育成 【目標：景観保全に配慮した道路整備】						
(参考)これまでの実績・効果	○道路本体の景観性を向上させるため、道路のルート帯や構造等を決定するにあたり、フォトモンタージュによる完成イメージ画像を活用。 ○道路を走行する際の内部景観を検討するために走行イメージ動画を活用。 ○上記画像や動画について、地元説明会などで提示し、住民から意見を聞く場を設けてきた。						

事業目的を達成するための取組	○概要 ・地域高規格道路 松本糸魚川連絡道路の安曇野市新設区間（安曇野道路）について、早期効果発現を目指しており、令和7年度以降に用地買収や本工事に着手予定。 ・沿道は田園風景等が広がっており、良質な景観が形成されているが、幹線道路が整備されることにより交通量が増え、景観が悪化することも予想される。									
	○進め方 ・令和7年度まで：市等と景観保全方法について調整 ・令和8年度以降：具体的な取組を実施									
	○備考 ・「安曇野市の適正な土地利用に関する条例」により、乱開発は制限される見込み									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 方法について市等と調整										
(2) 具体的な取り組み実施										
(3) 道路の供用										
成果指標（推移の凡例 ↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
	成果指標なし									着実に事業進捗が図られているか評価

令和8年度の実績、成果の分析									
評価（年度の自己評価）		今後のスケジュール							
□事業完了 □継続									

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	21	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	④	取組方策	①	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観育成住民協定制、景観協定制の運用					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 景観育成住民協定の受付及び認定 (2) 持続可能な協定制のあり方検討及び構築						
事業目的及び目標	地域の景観は地域住民により守り育てられる仕組みづくりが効果的であることから、協定制の運用を通じて、地域の良好な景観育成を図る。【目標:令和12年度までに持続的なより良い制度を検討し構築する】						
(参考)これまでの実績・効果	県内全市町村における景観育成住民協定の認定実績（R8.2.28現在）：44市町村178件						

事業目的を達成するための取組	(1) 比較的限られた区域での景観の育成にあたっては、地域住民の方々が自主的なルールを定めて、相互にそれを守るといった仕組みづくりが効果的であることから、当該市町村の意向も尊重しながら、地域に根ざした協定制の効果的な運用を引き続き推進する。 (2) 近年、景観育成の担い手の高齢化等により、存続が困難な協定締結地区も生じており、より良い制度のあり方へ向けた見直しなど、持続的な協定制を検討し、構築する。									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 景観育成住民協定の受付及び認定										
(2) 持続的な協定制の検討及び構築										
成果指標（推移の凡例↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	景観育成住民協定の認定数	件	176	178	↗			183	△	地域住民による自主的な景観育成へ向けて、毎年度1件の認定を想定して設定
②	持続的な制度の構築	%	-	-	-				△	R8年度においては、協定の代表者等による意見交換を実施し、好事例等の把握共有を行う。
									△	

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	22	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	④	取組方策	②	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	ふるさと信州風景100 選等の継承に向けた仕組み					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	(1) 長野県農村景観育成方針に基づき、美しく豊かな本県の農村景観等を次世代に継承していくために、風景の維持・向上を図る活動等を支援する。 (2) 農村風景等信州の景観の魅力を効果的に情報発信できるよう、広報の仕組みや企画を検討し、取組を行う。						
事業目的及び目標	本県の美しい景観資源が将来にわたって継承されるために、市町村における景観育成の取組等を支援する。また、効果的な情報発信を通じてその魅力を多くの方に知っていただけるように取り組む。【目標:(1)各種補助制度を活用し、市町村等が行う活動の支援（各年5件以上）、(2)信州の美しい景観の魅力を効果的に発信するための新たな企画の実施（令和12年度までに）】						
(参考)これまでの実績・効果	・長野県の魅力が実感できる農村風景を再発見するとともに、その魅力を県内外に発信していくため、「心に残る『ふるさと信州』の情景」をテーマとした農村風景写真を、平成25年4月から平成26年4月まで募集し、平成26年7月に103か所の風景を選定し、「ふるさと信州風景100選」として累計7,000部（うち増刷2,000部）を発刊した。 ・募集した農村風景写真による巡回パネル展を平成27年度から令和5年度まで計67回開催し、信州の美しい景観の魅力を発信してきた。						

事業目的を達成するための取組	(1) 風景の中で見られる道路や河川の工作物、農地や森林整備、ビューポイント等について、景観に配慮した整備となるよう、国や県の補助制度等の活用を推進し市町村が行う活動を支援し、優れた風景を継承する。 (2) 多様で豊かな信州の美しい風景を次世代に残していくためにも、その魅力を県内外の多くの方々に発信し、信州の魅力を再発見いただけるよう、様々なメディアによる効果的なPRや企画を検討し、取組を展開する。									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) ふるさと信州風景100 選等の継承に向けた仕組み										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	補助制度を活用した市町村等への活動支援（各年度5件以上）	件	6	8	↑					国や県の各種補助制度や新たな支援策の検討により実施
②	効果的な情報発信としての新たな企画の実施（R12年度までに）	回	-	-	-					情報発信の目的や対象、期待される効果等の分析・検討を進めR12年度までに実施

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	23	■年度計画作成時 □年度点検・評価時									
分類	B	取組方針	④	取組方策	③	実施期間	R8 ~				
事業(取組)名	信州まちなかグリーンインフラの推進					部局	建設部				
						担当課	都市・まちづくり課				
事業概要	都市化の進展によるみどりの減少により「持続可能な社会の構築」「都市防災におけるみどりの重要性」「緑化意識の継承」の観点から都市におけるみどりの重要性の高まりにより、都市施設や土地利用にみどりの多様な機能の活用を図る“まちなかグリーンインフラ”の推進を図る。										
事業目的及び目標	グリーンインフラをまちづくりの有用な手段として捉え、緑地等の適切な保全を図りながら、都市の基盤となる道路や河川、公園等に積極的に取り入れるなど、「まち全体にグリーンインフラを広げていくこと」を目的とする。【目標:①全ての計画へのグリーンインフラの位置付け、②まちなかにおけるグリーンインフラ事例の導入10件以上】										
(参考)これまでの実績・効果	【これまでの取組】 ・県有施設の敷地内における実証実験（県庁東庁舎跡地にて、グリーンインフラを実験的に導入）を実施 ・駐車場の芝生化及び透水性舗装（松本平広域公園駐車場、若里公園駐車場）等 【直近の取組】 ・信州まちなかグリーンインフラ推進計画アクションプラン等策定業務 →これまでの取組評価と次期アクションプランの策定 ・松本平広域公園魅力向上推進事業 →アドバイザーによる植栽管理や園庭整備に関する講演を実施										
事業目的を達成するための取組	○まちなかG I アクションプランを以下のとおり定め、3つの行動方針に基づいた実施項目を相互に連携させて取組む 行動方針1 グリーンインフラの導入と効果の周知 実施項目① 市町村や民間事業者への浸透 実施項目② モデル事業の実施と効果のPR 行動方針2 グリーンインフラの導入環境の整備 実施項目③ 市町村と連携した協定や基準強化による緑地の創出 実施項目④ 基準強化に併せた財政支援と優遇措置の検討 実施項目⑤ 新たな維持管理体制の構築 行動方針3 グリーンインフラ導入体制の強化 実施項目⑥市町村や民間事業者、関係団体と連携した取組										
	事業の実施期間										
項目					短期					中期以降	
					R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 信州まちなかグリーンインフラの推進											
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）											
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由	
			実績	実績	推移	実績	推移				
①	全ての計画へのグリーンインフラの位置付け（都市計画区域及び市町村マスタープラン、緑の基本計画）	%	45	45	→			100		各地域のまちづくりにグリーンインフラを浸透させるため	
②	まちなかにおけるグリーンインフラ事例の導入（10件以上）	件	4	4	→			10		1圏域に1件以上つくり、全県にグリーンインフラを普及するため	
令和8年度の取組実績、成果の分析											
評価（年度の自己評価）		今後のスケジュール									
□事業完了 □継続											

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	24	■年度計画作成時 □年度点検・評価時									
分類	A	取組方針	④	取組方策	④	実施期間	R8 ~				
事業(取組)名	長野県農村景観育成方針の展開					部局	建設部				
						担当課	都市・まちづくり課				
事業概要	長野県農村景観育成方針における基本方針を好循環させるための一連の取組みを、地域外の人々の力も取り入れながら、県民、農林業に携わる者、事業者、行政が協働で進める「世界に誇る信州・ふるさと風景づくり」として広く展開し、定着させる。										
事業目的及び目標	1 農村の景観基盤である農林業を元気で持続させる 【目標:農業や林業等の自然的な景観の育成の推進】※No.7、8、9、25、26掲載 2 「信州らしさ」と「ふるさと」を実感できる風景づくりを進める 【目標:「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」の令和12年度指定数173箇所】※No.5再掲 3 信州・ふるさと風景の魅力を世界にアピールする 【目標:信州の美しい景観の魅力を効果的に発信するための新たな企画の実施（令和12年度までに）】※No.22再掲										
(参考)これまでの実績・効果	基本方針に基づく施策の展開を通じて、信州の美しく豊かな農村景観の保全・育成に取組んできた。										
事業目的を達成するための取組	○美しく豊かな本県の農村景観を次世代に継承していくために、以下の3つの基本方針に基づく施策等を推進する。 1 農村の景観基盤である農林業を元気で持続させる（※掲載事業） (1) No.7 森林資源等を活用した景観整備 (2) No.8 市町村森林整備支援事業（観光地等の景観整備） (3) No.9 再造林の加速化 (4) No.25 棚田を中心とした地域の進行 (5) No.26 地域ぐるみで行う農地の保全活動を支援する事業(多面的機能支払事業) 2 「信州らしさ」と「ふるさと」を実感できる風景づくりを進める (1) 地域にとって重要な景観資源を眺望でき、不特定多数の者が利用することができる等の要件を満たす地点を、景観審議会の意見を確認したうえで眺望点として指定する。また、建築等行為が予定される場合、守るべき景観にどのような影響を与えるか景観法に基づく届出制度により影響を客観的に確認していく。 (2) 眺望点については、県のホームページや公式SNSでの情報発信、眺望カードの配付等を通じて周知し、眺望点から見える個性豊かな景観の魅力を伝えていく。 3 信州・ふるさと風景の魅力を世界にアピールする (1) 多様で豊かな信州の美しい風景を次世代に残していくためにも、その魅力を県内外の多くの方々に発信し、信州の魅力を再発見いただけるよう、様々なメディアによる効果的なPRや企画を検討し、取組を展開する。										
	事業の実施期間										
項目		短期					中期以降				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降				
(1) 長野県農村景観育成方針の展開											
成果指標（推移の凡例：改善 ↗ : 悪化 ↘ : 変化なし → : 数値なし）											
No.	指標名	単位	R6年度		R7年度		R8年度		R12年度	達成状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移	目標値			
①	各年度事業計画の推進状況	%	—	—	—					△	各年度の実施計画に対する進捗状況から評価する
②	「眺望点」及び「信州ふるさとの見える（丘）」指定数	箇所	160	160	→			173		△	眺望点の指定のない市町村（26）の半数以上が1地点を指定することを目標として設定
③	効果的な情報発信としての新たな企画の実施（R12年度末）	回	—	—	—					△	情報発信の目的や対象、期待される効果等の分析・検討を進めR12年度までに実施
令和8年度の取組実績、成果の分析											
評価（年度の自己評価）		今後のスケジュール									
□事業完了 □継続											

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	25	■年度計画作成時 □年度点検・評価時									
分類	B	取組方針	④	取組方策	⑤	実施期間	R8 ～				
事業(取組)名	棚田を中心とした地域の振興					部局	農政部				
						担当課	農地整備課				
事業概要	長野県には農林水産省の「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ」（令和4年3月）に認定された15か所の棚田をはじめ、魅力的な美しい棚田が数多くあり、棚田を地域資源として活用し、観光や都市農村交流等の取組を通じた交流人口の増加を図るなどの取組や棚田の保全活動を支援する。										
事業目的及び目標	1 信州棚田ネットワーク 棚田の魅力発信や多様な主体による連携を推進することで、信州の美しい棚田を将来にわたり保全していく 2 ふるさと信州棚田支援事業 棚田の保全活動や都市と農村の交流活動を支援することで、棚田の保全・利活用、遊休農地の解消、農業・農村に対する都市住民の理解促進を図る										
(参考)これまでの実績・効果	1 信州棚田ネットワーク ホームページ閲覧総数（令和6年度）約28,000回 棚田カード作成・配布 8箇所 棚田パートナーシップ協定数 15件 2 ふるさと信州棚田支援事業(ふるさと農村活性化基金) 令和6年度 7団体 205万円										
事業目的を達成するための取組	1 信州棚田ネットワーク（平成31年4月1日設立 会員60団体）の活動 （1）棚田の魅力発信 ○ホームページでイベント告知や活動体験レポートを発信 ○棚田カードの作成・配布 ○棚田魅力発信フェアの開催（棚田米や棚田米で造られたお酒等の販売や棚田の写真等を展示） ○信州棚田フォトコンテスト （2）多様な主体の連携促進及び保全活動の継続化支援 ○棚田セミナー：保全団等を対象とした講演会 ○棚田オーナー制度説明会：都市住民等を対象とした説明会 ○棚田パートナーシップ協定：棚田保全に関心のある企業等と棚田保全団体を仲介 2 ふるさと信州棚田支援事業(ふるさと農村活性化基金) ○棚田の保全・利活用、遊休農地の解消、農業・農村に対する都市住民の理解度促進等を目的として、棚田の保全活動や都市と農村の交流促進を支援 ◆支援対象及び支援金額 ・棚田地域振興法の指定棚田地域振興協議会：80万円以内 ・信州棚田ネットワーク会員等の活動団体：30万円以内										
	事業の実施期間										
項目		短期					中期以降				
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降				
(1)信州棚田ネットワーク											
(2)ふるさと信州棚田支援事業											
成果指標（推移の凡例：改善↗：悪化↘：変化なし→：数値なし）											
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	R8年度 実績	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由			
	成果指標なし										
令和8年度の取組実績、成果の分析											
評価（年度の自己評価）		今後のスケジュール									
□事業完了 □継続											

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	26	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	④	取組方策	⑤	実施期間	R8 ～
事業(取組)名	地域ぐるみで行う農地の保全活動を支援する事業（多面的機能支払事業）					部局	農政部
						担当課	農地整備課
事業概要	農業・農村が持つ多面的機能の維持・発揮を図るため、農業者や地域住民が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持、植栽による景観形成などの共同活動を支援する。						
事業目的及び目標	農業者や地域住民による農地、農業用水路等の保管理活動を支援し、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る。 【目標：多面的機能支払事業による活動面積（認定農用地面積）】						
（参考） これまでの実績・効果	多面的機能支払事業による活動面積（認定農用地面積）及び事業費 令和3年度：43,974ha、2,379百万円 令和4年度：44,871ha、2,334百万円 令和5年度：43,707ha、2,332百万円						

事業目的を達成 するための取組	1 多面的機能支払事業 ○農業・農村が持つ多面的機能を次代に引き継ぐため、農業者や地域住民が取り組む農地・農業用施設等の保全活動を支援 ○活動内容に応じて活動組織へ交付金を交付 交付単価：240円/10a ～ 4,400円/10a 負担割合：国1/2 県1/4 市町村1/4 ■農地維持支払交付金 草刈り、水路の泥上げや農道の路面維持などの基礎的な保全活動を支援 ■資源向上支払交付金 ◆共同活動支援 水路や農道等の軽微な補修や農村環境保全活動を支援 ◆長寿命化支援 老朽化した水路等の長寿命化のための補修・更新を支援 2 事業の流れ 組織の設立 → 計画の作成（交付金手続き） → 活動 → 実施状況確認 → 交付金交付									
	事業の実施期間									
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 多面的機能支払事業										
成果指標（推移の凡例↗：改善 ↘：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
①	多面的機能支払事業による活動面積（認定農用地面積）	ha	43,071	43,585	↗					各年度の活動組織の取組状況を踏まえ設定

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	27	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	④	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	産業と結びついた景観の継承					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	特徴的な地域の地場産業など、生産風景からもたらされる景観の保全のため、生産者や県関係機関等と連携し、生産物や地域の価値の向上、エリアブランディング等の取組を実施する。						
事業目的及び目標	信州らしさやふるさとを感じられる農林業の生産地や加工製造業の景観が今後も継承されていくように、生産者や県関係機関と連携・調整し、生産物や地域の価値向上につながる仕組みづくりを検討する。						
(参考)これまでの実績・効果	これまでに産業に結び付いた景観の継承に係る取組実績なし						

事業目的を達成するための取組	信州における農林業の生産地やその加工製造業の景観は、生産者の高齢化や担い手不足により、今後、景観が損なわれる可能性があることから、信州の景観特性となるそれら加工製造業の景観の現状や課題を調査し、生産物や地域のブランディングを踏まえた景観の継承へ向け、生産者や関係課等と連携し仕組みづくりを検討していく。									
事業の実施期間										
項目				短期				中期以降		
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 産業と結びついた景観の継承										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
	成果指標なし									

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	28	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	④	取組方策	⑦	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	地域の景観を形成する上で重要な要素となる建造物又は樹木については、周辺地域の情景を特徴づける建造物・樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定し、維持保全や継承に努める。						
事業目的及び目標	地域の景観の特色となり、良好な景観形成に重要な役割を持つ建築物や工作物、樹木を、景観重要建造物、景観重要樹木として指定し、地域の景観の維持・保全、継承されていくことを目的とする。 【目標:制度内容の継続周知（令和8年度）】						
(参考)これまでの実績・効果	○景観重要建造物の指定（令和8年4月1日現在） ・長野市7件（洋風建築、戸隠宿坊等） ・佐久市1件（神社本殿及び楼門） ・飯山市1件（教会） ○景観重要樹木の指定（令和8年4月1日現在） ・高山村10本（サクラ、スギ） ・佐久市2本（スギ、アカマツ） ・茅野市1本（マツ）						

事業目的を達成するための取組	地域の景観を構成する主要な要素の一つである建築物や工作物、樹木について、当該所有者との協議及び同意に基づき、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木として指定を進め、地域の景観育成の核として、その維持保全や継承に努める。他県の事例等も確認しながら、市町村を対象とした各種説明会において制度の周知に努める。									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の推進										
成果指標（推移の凡例 ♯：改善 ♮：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	各種説明会等における周知	回数	-	-	-					制度内容の理解を深めていただけるよう各種会議において周知に努めていく

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	29	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	④	取組方策	⑧	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	歴史的まち並み保存等制度の活用による景観育成					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	市町村における歴史的まち並み保存や街なみ環境整備等国制度の活用による景観育成の推進						
事業目的及び目標	1 地域観光資源充実のための環境整備推進事業 地域資源を活用した観光まちづくりを推進し、魅力的なまちづくりに取り組む。 2 街なみ環境整備事業 住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び住民が協力して、住宅や地区施設等を整備することにより、美しい景観の形成、良好な居住環境の形成を進める。 【目標:制度を活用した景観育成の推進 9 市町村（令和 8 年度）】						
(参考)これまでの実績・効果	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）実績 令和 7 年度: 8 市町村（交付決定額136,233千円）						

事業目的を達成するための取組	市町村向けの各種説明会等を通じ、歴史的まち並み保存制度や社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）等の国の交付金制度の説明や市町村における活用事例を周知し、各市町村が主体となった個性あるまちづくりにより景観育成を推進する。									
事業の実施期間										
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 国の補助事業の活用推進										
成果指標（推移の凡例 ↗ : 改善 ↘ : 悪化 → : 変化なし - : 数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	補助制度を活用した景観育成の推進	件	6	8	↗				△	様々な補助制度の周知を行いながら、市町村の景観育成を支援する。9 市町村（R8 年度）
									△	
									△	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	30	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	④	取組方策	⑧	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	文化財の修理及び防災事業					部局	県民文化部
						担当課	文化振興課
事業概要	国指定文化財の所有者等が国庫補助を用いて行う文化財保護のための事業に要する経費に対し、随伴補助を行う。						
事業目的及び目標	県民の貴重な財産である文化財を保護するため、公正な配分により所有者の負担を軽減し国、県、市町村及び所有者が一体となって文化財を持続的に維持、継承し、その活用を図る。						
(参考)これまでの実績・効果	直近3年間の補助実績 重要文化的景観 重要伝統的建造物群保存地区 令和5年度 1件 6件 令和6年度 1件 7件 令和7年度 1件 5件						

事業目的を達成するための取組	国指定等文化財のうち、重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区が所在する市町村が国庫補助を用いて行う当該文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関する経費に対する随伴補助 ○補助率 対象経費の1～7.5%							
事業の実施期間								
項目			短期					中期以降
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) 随伴補助事業								
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移	R8年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
	指標なし							

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	31	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	B	取組方針	⑤	取組方策	①	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	信州木のある暮らし推進事業（“信州の木”建築賞）					部局	建設部
						担当課	建築住宅課
事業概要	木造建築に携わる技術者等のスキルアップを図るとともに、広く県民に木造建築の魅力を発信し、その普及に寄与することが期待される優秀な建築物を表彰する。						
事業目的及び目標	“信州の木”建築賞 県産木材を活用し、木を活かす工夫やデザインなど優秀な建築物を表彰することにより、木造建築等に携わる技術者等のスキルアップを図るとともに、広く県民に木造建築等の魅力を発信し、その普及に寄与することを目的として、平成28年度に創設						
(参考) これまでの実績・効果	過去の募集対象と表彰作品						
	年度	募集対象			最優秀賞		優秀賞
	R7	信州らしい住宅（新築部門・リフォーム部門）			新築部門：片丘の家 リフォーム部門：該当なし		3点 (団体賞5点)
	R6	リフォーム・リノベーション工事を実施した非住宅用途の建築物			木曽路 野尻宿 珈琲刀		3点
	R5	信州の恵まれた自然環境を活かし、省エネに配慮した木造住宅			該当なし		2点
	R4	中大規模の木造・木質化建築物			長野県林業大学校学生寮		1点
	R3	木材を30m ³ 以上（うち県産材20m ³ 以上）使用した建築物			木曽町庁舎		3点
	R2	環境に配慮した信州らしい住宅			南箕輪の農家		6点
	R元	信州らしい住まい方を実践する木造住宅			晴耕雨読な暮らしの住まい		5点
	H30	小規模の木造・木質化建築物			満蒙開拓平和祈念館		1点
	H29	築後70年以上が経過し、リフォーム・リノベーションを実施した木造建築物			海野宿滞在型交流施設うんのわ		2点
	H28	中大規模の木造建築物			根羽村高齢者福祉施設ねばねの里「なごみ」		2点

事業目的を達成するための取組	平成28年度に制度を創設し、毎年、募集対象を変えて実施。 外部委員による選考により、最優秀賞及び優秀賞を決定しているが、審査基準の一つに「まちなみや景観と調和がとれていること」を評価点としている。									
事業の実施期間										
項目					短期					中期以降
					R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) “信州の木”建築賞										
成果指標（推移の凡例：改善 ↗：悪化 ↘：変化なし →：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
①	指標なし									

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	32	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	②	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観教育の導入					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	小中学校の児童生徒を対象とした景観育成に関する出前講座を実施し、授業を通じて、児童・生徒の景観育成への理解を促す。						
事業目的及び目標	児童生徒が地元や信州の景観の魅力を理解し、愛着や誇りを持ちながらそれらを維持・向上させようとする意識が持てるよう取組む【目標:小中学校における出前講座の実施 6 校（令和 8 年度）】						
(参考)これまでの実績・効果	小中学校等における出前講座実績 令和 6 年度: 7 校（うち小学校 5 校、中学校 2 校） 令和 7 年度: 4 校（うち小学校 4 校）						

事業目的を達成するための取組	少子高齢化が進み、地域における景観育成の担い手不足や継承が課題であり、今後、社会や地域における景観育成の担い手となる子ども達に対し、小中学校と連携して、地域の景観等にまつわる授業を実施し、景観の育成を学ぶ機会を創出する。 出前講座の実施については、小中学校へ積極的に周知すると共に、各学校の意向を確認しながら講座内容を調整し、地域の景観の特色等が学べる内容となるよう努める。								
事業の実施期間									
項目				短期					中期以降
				R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) 景観教育の導入									
成果指標（推移の凡例 ↑ : 改善 ↓ : 悪化 → : 変化なし - : 数値なし）									
No.	指標名	単位	R 6 年度 実績	R 7 年度 実績 推移	R 8 年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由	
①	小中学校における出前講座の実施 6 校（R 8 年度）	校	7	4 ↓				過年度実績平均を上回る目標を設定	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	33	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	③	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	長野県の景観に関する情報発信					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	県のホームページやSNS等を活用し、信州の美しく豊かな景観の魅力や、景観育成の取組を、県内外の多様な主体へ広く情報発信する。						
事業目的及び目標	本県の美しい景観の魅力や、効果的な情報発信を通じて県内外の多様な主体に、知っていただけるように取り組む。【目標：①県のホームページやSNS等による情報発信（毎月更新）、②信州の美しい景観の魅力を効果的に発信するための新たな企画の実施（令和12年度までに）※No.22再掲】						
(参考)これまでの実績・効果	県公式SNSにより、ふるさと信州風景100選からの景観の紹介や、農村風景写真による巡回パネル展の開催、小中学校における出前講座（景観学習）の取組等について情報の発信を行ってきた。						

事業目的を達成するための取組	県民や来県者、事業者をはじめ県内外の多様な主体に、信州の各地域における、四季折々の美しい景観や、景観育成への取組等を知っていただくため、県のホームページや公式SNS等様々なメディアを活用し、積極的に情報を発信する。							
事業の実施期間								
項目		短期					中期以降	
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降	
(1) 長野県の景観に関する情報発信								
成果指標（推移の凡例 ア：改善 ヲ：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移	R8年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	県のホームページやSNS等による情報発信（毎月更新）	件	7	5 〳			△	各種説明会や出前講座の実施状況、季節毎に変わる信州の景観の情報等を毎月更新
②	効果的な情報発信としての新たな企画の実施（R12年度までに）	回	-	-	-		△	情報発信の目的や対象、期待される効果等の分析・検討を進めR12年度までに実施

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	34	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	④	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	市町村が主体となった景観行政の実現					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	市町村主体の景観行政を実現するため、景観法や屋外広告物法を活用し法的位置づけを持った景観行政の推進を図る (1) 市町村が主体となった景観行政を推進すると共に、新たに景観行政団体に移行する市町村へは、より実効性のある景観行政の実現へ向けて、これまでの取組の継承や、必要に応じて隣接する市町村との調整を行う。 (2) 屋外広告物条例の基準等の整備や取扱いの調整、景観行政団体市町村の屋外広告物条例制定の相談支援など、屋外広告物行政の適切な運用ができるよう努める。 (3) 業界団体と連携し違反広告物の防止や広告物の維持保全を推進し、屋外広告物の適切な設置・維持に努める。						
事業目的及び目標	景観法の基本的な考え方に基づき、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が市町村により実施されるよう支援等を行う。 【目標:県内市町村の景観行政団体移行率40%・団体数31市町村（令和12年度）】						
(参考)これまでの実績・効果	(1) 市町村の景観行政団体移行 30団体 景観・屋外広告物担当者研修会 毎年実施 (2) 独自屋外広告物条例制定市町村数 10団体 景観・屋外広告物担当者研修会 毎年実施 (3) 屋外広告物の違反パトロール 毎年実施						

事業目的を達成するための取組	(1) 市町村の景観行政団体移行を促すため、移行検討市町村に対しては景観計画案に対する助言や条例制定案についてアドバイスを実施。景観計画策定費用の国の補助対象要件の拡大（予定）についても市町村へ周知を実施。 (2) 毎年開催している景観・屋外広告物担当者研修会において、市町村職員に対して景観及び屋外広告物の観点から法制度及び実務的な運用についての周知を実施 (3) 適切な屋外広告物の設置を図るため、屋外広告物の違反パトロールを建設事務所毎に関係団体（業界団体、警察、電気事業者等）と協力し実施									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1) 市町村が主体となった景観行政の実現										
成果指標（推移の凡例 ㇏：改善 ㇏：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績	推移	R8年度 実績	推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	景観行政団体数	%	38	39	㇏			40	別で定める「長野県住生活基本計画（R3～12年度）」に基づく設定	

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和 8 年度事業概要シート）

No.	35	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分 類	A	取組方針	⑤	取組方策	⑤	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観法令等に係る事務手続きの見直し					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	技術進歩により新たに景観に影響を及ぼし得る行為に対して、適切な景観法に基づく運用を図るための制度改善を実施						
事業目的 及び目標	景観行政に係る新たな課題への対応や改善を図るため、国の動向や市町村意見を踏まえて事務手続きの見直し等に取り組む 【目標:関係機関や市町村へのヒアリング年1回（毎年）】						
(参考) これまでの 実績・効果	・景観・屋外広告物担当者研修会において同制度の周知を実施 ・県制度に倣った改正を行う景観行政団体市町村が出現 近年の景観法に基づく運用改善は以下のとおり 【令和元年12月】 ・一定規模を超える行為を景観影響予測行為に位置づけ、眺望点からのシミュレーションを添付書類化 【令和 7 年度においては次の事項について検討を実施】 ・太陽光発電施設の景観育成基準化による景観法に基づく実効性確保 ・垂直設置型の太陽光発電施設の出現により届出対象要件の見直し ・低層設置型の蓄電池施設の出現により届出対象要件の見直し ・同一規格の電気供給施設について事業者との協定制度により適用除外とする						

事業目的を達成 するための取組	社会情勢の変化や国の動向に注視しつつ、各種会議や研修等の機会を活用しながら、県関係機関や市町村等との情報交換を行い、新たな課題や改善の余地が指摘されるようであれば、実態に即した届出制度となるよう事務手続きの見直しを行う。							
事業の実施期間								
項目			短期					中期以降
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) 景観法令等に係る事務手続きの見直し								
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R 6 年度 実績	R 7 年度 実績 推移	R 8 年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	関係機関や市町村へのヒアリング 年1回（毎年）	回	1	1 -				各種会議や研修会等により届出制度に係る情報交換を実施

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	36	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	⑥	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	中間支援組織や景観整備推進法人との連携					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	関係団体との情報交換を目的とした意見交換の機会を設けて、連携した景観育成を推進する。						
事業目的及び目標	長野県景観整備機構として指定された法人が、景観行政団体である県と役割分担し連携しながら、ともに良好な景観の育成を促進するための業務を進める。 【目標:景観整備推進法人との連携した取組1件（毎年）】						
(参考)これまでの実績・効果	中間支援組織や景観整備推進法人との連携実績:令和7年度実績なし						

事業目的を達成するための取組	市町村と県民を含めた事業者等が連携した景観育成を進めるために、建設分野や屋外広告物分野等の業界団体といった関係団体、中間支援組織であるUDC 信州、景観法に基づき指定した景観整備推進法人（建築士会）などと連携し景観育成を進める。中間支援組織や景観整備推進法人とそれぞれの取組等を情報共有しながら、連携した景観育成に取組めるものがあれば実施を検討する。									
事業の実施期間										
項目		短期					中期以降			
		R8	R9	R10	R11	R12	R13以降			
(1) 中間支援組織や景観整備推進法人との連携										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度	R7年度		R8年度		R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
			実績	実績	推移	実績	推移			
①	景観整備推進法人等との連携した取組1件（毎年）	件	-	-	-					これまでに無かった中間支援組織や景観整備推進法人等との新たな連携を検討し、取組む。

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
☐ 事業完了 ☐ 継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	37	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	⑦	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	景観専門家の派遣制度の改定、運用					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	地域における自律的な景観育成を実現するため、地域特性に精通した専門家からの知見等を取入れ、地域における景観育成活動を盛り上げることが重要であることから、活動の主体からの要請により景観の専門家を派遣						
事業目的及び目標	専門家による景観育成に係る助言やセミナー等を通じて、県内各地域の景観育成を支援する。 【目標：市町村へ専門家の派遣や取組等1件（毎年）】						
(参考)これまでの実績・効果	専門家(建築士、色彩計画家)の派遣 ○木曽町（H24.1.24） 内容：景観形成住民協定によるまちづくりについて ○木祖村（H23.10.7） 内容：地域における景観形成の進め方について ○千曲市 稲荷山街並み委員会（H23.7.30） 内容：稲荷山町並み連続講座「まちの色を探る」						

事業目的を達成するための取組	・景観整備推進法人（景観整備機構）や学識経験者など景観育成に関する専門的な知識及び経験を有する者を、景観デザイナーとして認定する。 ・県は、地域の景観育成活動を実践している地区または団体や景観行政を実践する市町村等からの要請を受け、景観デザイナー等を派遣し専門的な見地からの助言等を行う。 ・更なる景観デザイナーの活用を図るため、継続的に参画できるカリキュラムの検討や地域で活動する専門家の発掘を行う。									
事業の実施期間										
項目			短期					中期以降		
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降		
(1)景観専門家の派遣制度の改定、運用										
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）										
No.	指標名	単位	R6年度実績	R7年度実績	R7年度推移	R8年度実績	R8年度推移	R12年度目標値	達成状況	目標値設定理由
①	市町村への派遣や専門家を活用した取組等1件（毎年）	件	-	-	-					市町村等の依頼に基づく専門家の派遣や、景観育成に資するような断続的な講座等の実施を想定

令和8年度の実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく取組方策及び実行計画（令和8年度事業概要シート）

No.	38	■年度計画作成時 □年度点検・評価時					
分類	A	取組方針	⑤	取組方策	⑧	実施期間	R8 ~
事業(取組)名	新たな景観育成の財源の確保					部局	建設部
						担当課	都市・まちづくり課
事業概要	ふるさと納税制度の活用やまちづくりファンドの創設など、新たな景観育成の財源の確保に向けた検討を進める。						
事業目的及び目標	広域的な景観育成に係る様々な施策へ対応するため、新たな財源を確保し、更なる信州の景観育成を推進する。 【目標:新たな景観育成の財源の検討・確保】						
(参考)これまでの実績・効果	これまでに新たな財源の確保等の検討実績なし						

事業目的を達成するための取組	景観行政を持続的に推進するために、ふるさと納税制度の活用やまちづくりファンドの創設、他県による好事例等の調査を行い、新たな景観育成の財源の確保に向けた検討を進める。							
事業の実施期間								
項目			短期					中期以降
			R8	R9	R10	R11	R12	R13以降
(1) 新たな景観育成の財源の確保								
成果指標（推移の凡例 ↑：改善 ↓：悪化 →：変化なし -：数値なし）								
No.	指標名	単位	R6年度 実績	R7年度 実績 推移	R8年度 実績 推移	R12年度 目標値	達成 状況	目標値設定理由
①	新たな景観育成の財源の検討・確保（No.38再掲）	件	-	-	-	1	△	R8年度においては他県による好事例等の調査を行いながら検討を行う。
							△	

令和8年度の取組実績、成果の分析	
評価（年度の自己評価）	今後のスケジュール
□事業完了 □継続	

長野県景観育成ビジョンに基づく実行計画

策定：長野県 建設部 都市・まちづくり課